

## 2. 条例の骨子

条 項	内 容
前文	条例制定の背景や趣旨について、前文を設けて明らかにしています。
第1章 目的と理念 (第1～3条)	条例制定の目的や基本理念など、まちづくりを進めていく際の基本となる事項について定めています。
第2章 まちづくりの原則 (第4～7条)	前文や基本理念に基づき、まちづくりを進めるときに、町民、町議会、町がそれぞれ守ることが必要な4つの原則を定めています。
第3章 町民の権利と責任 (第8～10条)	まちづくりの主体である町民の持つ権利と果たすべき責任を定めています。
第4章 自治活動 (第11条)	町民の身近な生活の場である地域での自治活動について定めています。
第5章 町議会 (第12～14条)	町民の代表機関である町議会が果たすべき責任や議会運営の原則について定めています。
第6章 町政運営 (第15～28条)	町の代表者である町長の責任や町政運営に関する制度や原則について定めています。
第7章 町民参加 (第29～30条)	まちづくりの主体である町民の町政への参加について定めています。
第8章 連携・交流 (第31～33条)	国、北海道、他市町村などとの連携や交流について定めています。
第9章 条例の位置付け (第34～35条)	条例を最高規範と位置付け、町民、町議会、町は、条例を誠実に守ってまちづくりを進めるとともに、条例、規則等の体系化や必要な見直しを行うことを定めています。
附則	